

平成25年規程第25号

社会福祉法人田上町社会福祉協議会特定相談支援・障害児相談支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人田上町社会福祉協議会が設置する指定相談支援事業所（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく特定相談支援及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。）に基づく障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、障害者及び障害児（以下「利用者」という。）に対し適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて利用者または障害児の保護者（以下「利用者」という。）の選択に基づき、適切な福祉サービス等が多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者または障害児の保護者の意志及び人格を尊重し、常に利用者または障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに地域及び家庭との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者等や保健医療サービス等を提供する者との密接な連携に努める。

4 事業所の職員は、自らその提供する計画相談支援及び障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

5 前項のほか、関係法令を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人田上町社会福祉協議会
- (2) 所在地 新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3071番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 相談支援専門員 2人以上

利用者からの生活全般に関する相談業務、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成に関する業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(計画相談支援事業の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う計画相談支援提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) サービス等利用計画の作成にあたっては、利用者の希望等を踏まえて作成するように努める。また、面接を行い適切なアセスメントを行う。
- (2) サービス等利用計画の作成にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために利用者の心身または、家族の状況に応じ、継続的かつ計画的な福祉サービス等の利用が行われるようにする。
- (3) 利用者に対してサービス提供方法について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施する。
- (4) 利用者のアセスメントに基づき、地域における福祉サービス等の提供体制を勘案し、アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するため最も適切なサービス等の組合せについて検討を行い、サービス等利用計画案を作成し、その内容を利用者及びその家族に対して説明し同意を得る。
- (5) 支給決定が行われた後に、必要に応じてサービス等利用計画案の変更や障害福祉サービス事業者等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催等して、サービス等利用計画書を作成する。
- (6) サービス等利用計画書を作成した際には、その内容について利用者に説明し同意を得た上で、サービス等利用計画書を利用者及び家族の担当者に交付する。
- (7) サービス利用計画書作成後、サービス利用の実施状況等の把握のためのモニタリングを実施し、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整その他の必要な便宜の提供を行う。
- (8) モニタリングにあたっては、利用者及びその家族ならびに福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行い、法第5条第22項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに、利用者宅等に訪問し、面接を行うほかその結果について記録する。

(障害児相談支援事業の提供方法及び内容)

第7条 前条の規定を障害児相談支援事業の内容及び提供方法について準用する。この場合において「計画相談」とあるのは「障害児相談支援」と「サービス等利用計画」とあるいは「障害児相談支援利用計画」と読み替えるものとする。

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等)

第8条 法定代理受領の手続きによらない利用者等に対し計画相談支援提供した場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第51条17第項及び児童福祉法第24条の26第項に規定する額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、支給決定を受けた障害者または障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）から、福祉サービスに係る利用者負担額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。）に基づく基準の支払いを受けるものとする。

3 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、費用にかかる領収書を、費用を支払った利用者に対し交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業を実施する地域は、田上町全域とする。

(事業の主たる対象者)

第10条 事業所において計画相談支援及び障害児相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者
- (2) 身体障がい児、知的障がい児、精神障がい児

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに新潟県及び支給決定をした市町村や利用者の家族に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知

(秘密保持等)

第13条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密保持を行うよう必要な措置を講ずる。

- 3 サービス担当者会議等で障害福祉サービス事業者等に対して、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(苦情解決)

第14条 事業者は提供した計画相談支援及び障害児相談支援に関する利用者または、その家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した計画相談支援および障害児相談支援に関し、市町村が行う文書報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは掲示の命令または、職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者またはその家族からの苦情に関して市町村からの指導または助言を受けた場合は、指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法に規定する運営適正化委員会が行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(研修)

第15条 職員の資質向上を図るために研修の機会を設けるとともに、適切かつ効率的に事業が実施できるよう職員の勤務体制の整備をする。

(サービス利用計画・障害児支援利用計画記録)

第16条 計画相談支援及び、障害児相談支援の提供に関する福祉サービス事業者等との連絡調整に関する記録、個々の障害者等ごとに記載した相談支援台帳等の記録を整備し、計画相談支援および障害児相談支援を提供した日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 職員の清潔の保持および健康状態について健康診断を行うなど必要な管理を行う。

2 事業所は地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

- (1) 相談
- (2) 緊急時の受け入れ・対応
- (3) 体験の機会・場
- (4) 専門的人材の確保・養成
- (5) 地域の体制づくり

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成25年7月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日より適用する。